

平成28年11月1日
健康増進課 感染症対策担当
担当者 横尾、大木
内線 1832、1836 直通 0952-25-7075
E-mail: kenkouzoushin@pref.saga.lg.jp

厚生労働省に結核集団感染事例を報告しました

平成26年11月、伊万里保健福祉事務所に届出があった結核患者について、同事務所が接触者調査を実施していたところ、厚生労働省が報告を求める結核集団感染の定義に該当する事例となりましたので、本日、厚生労働省に報告しました。

県では、患者と接触があった方に対して感染状況の調査及び健康診断を行い、感染拡大防止に努めています。

なお、この情報提供は、広く結核に対する啓発と注意喚起を目的に行うものです。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条において求められているように、患者の人権尊重には御配慮、御理解いただきますようお願いいたします。

1 概要

(1) 患者等の概況

- 平成26年11月25日に43歳男性(患者①:伊万里市在住)が結核と診断され、伊万里保健福祉事務所に発生届出がありました。
- 同事務所が、患者①の家族・親戚7名及び患者①が勤務する職場の職員13名並びに友人3名の接触者計23名に対して接触者調査(ツベルクリン反応検査、QFT検査※、胸部X線撮影)を開始したところ、平成26年12月中旬から平成27年3月上旬にかけて感染者10名が確認されました。
※ QFT 検査とは、血液検査で結核感染の有無を調べる検査をいいます。
- 同事務所において経過観察中の平成27年7月10日に、感染者10名のうち、40歳女性(患者②:伊万里市在住)が結核と診断され、同事務所に発生届出がありました。
- 平成28年10月に平成27年3月上旬までに QFT 検査が陰性だった者に対して、再度 QFT 検査を行ったところ、追加で感染者1名が確認されました。

- 経過観察中の平成28年11月1日に、患者②を除く感染者10名のうち、64歳女性(患者③:伊万里市在住)が結核と診断され、同事務所に発生届出があり、厚生労働省の結核集団感染の報告基準に該当する事案となったため、本日、報告を行いました。
- 本日までに、患者3名と感染者9名が確認されています。
- 現在のところ、患者2名については治療が終了しており、経過観察を行っています。また、残りの患者1名については、結核菌を排出しておらず、医療機関において適切な治療を受けています。さらに、感染者9名については発症していないため、結核菌を排出していません。これらの患者や感染者から周囲の方々に感染させることはありません。

	年代・性別	届出・報告 年月日	備 考
患者①	43歳・男性	平成26年11月25日	治療完了
患者②	40歳・女性	平成27年7月10日	治療完了
患者③	64歳・女性	平成28年11月1日	外来治療中
感染者9名 (未発症)	40代・男性	平成27年1月27日	
	60代・男性	平成27年1月27日	
	50代・男性	平成27年2月10日	
	30代・男性	平成27年2月13日	
	30代・男性	平成27年2月13日	
	50代・男性	平成27年2月17日	
	60代・男性	平成27年2月17日	
	40代・女性	平成27年2月20日	
	60代・男性	平成28年10月28日	

(2)厚生労働省が報告を求める結核集団感染の定義

同一の感染源が、2家族以上にまたがり、20人以上に結核を感染させた場合をいい、発病者1人を6人の感染者に相当するとして計算します。

今回の事例は、感染者6人相当/患者×初発患者(患者①)を除く患者(発病者)2人+感染者9人=感染者 21人に相当となり、報告基準の「20人以上に結核を感染させた場合」に該当します。

2 患者、感染者に対する今後の対応

- 患者及び感染者については、引き続き、伊万里保健福祉事務所において服薬支援(DOTS)及び健康診断を実施し、感染拡大防止に努めます。

<参 考>

(1)結核とは

- 結核は、たんの中に「結核菌」が出ている患者さんの、せきやくしゃみで飛び散ったしぶきを吸い込むことにより感染します。
- その結核菌が、病巣をつくり、その中で増え始めると「結核を発病」した状態になりますが、結核に感染してもすべての人が発病するわけではありません。感染者のうち、約1割が発病すると言われています。そのうち8割は、2年以内に発病すると言われています。
- 結核の主な症状は、咳、たん、発熱、胸痛などの呼吸器症状ですが、初期症状はかぜとよく似ているので、見逃されることがよくあります。咳や痰が2週間以上続いたら、結核を疑って早めに医療機関を受診することが必要です。また、高齢者の方は、症状が出にくいこともあり、食欲低下や体重減少で早期に気づくこともあります。
- 結核菌に感染しても、からだの免疫機能が十分に働いていれば、発病は抑えられます。一般的に、糖尿病などでからだの免疫機能が低下している方は結核を発病しやすいと言われています。
- 現在、結核はよく効く薬が開発され、3～4種類の薬を6か月～12か月確実に服薬すれば治る病気になりました。ただし、薬剤の選択が不適切であったり、服薬を途中で止めたり飲み忘れてしまうと「耐性菌」となり治療できる薬が少なくなるため、手術や長期の入院・治療が必要になることもあります。

(2) 県内の結核集団感染事例(平成10年以降)

発生年月※	集団の種別	発生数
平成10年10月	病院(精神)	患者18名、感染者35名
平成14年12月	事業所	患者 7名、感染者43名
平成15年 9月	役場職員・サークル	患者 1名、感染者30名
平成16年 5月	病院(精神)	患者 4名、感染者 7名
平成16年10月	高校	患者 3名、感染者15名
平成23年 2月	病院、医院(内科他)	患者 8名、感染者41名
平成23年 4月	医療機関	患者 3名、感染者 5名
平成23年 5月	刑務所	患者 3名、感染者69名
平成23年 9月	医療機関	患者 3名、感染者11名
平成23年 9月	医療機関	患者 1名、感染者31名
平成25年10月	事業所	患者 4名、感染者 6名
平成28年 5月	医療機関	患者 5名、感染者 5名

※発生年月とは:平成23年4月以降は公表年月を記載、それ以前は、初発患者の診断年月を記載しています。

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(国及び地方公共団体の責務)

第三条

国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権を尊重しなければならない。